

令和 5 年 8 月 2 5 日
電力・ガス取引監視等委員会

小売電気事業の登録の取消しについて 経済産業大臣に対する勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、第一日本電力株式会社について、小売電気事業の登録の取消しを行うよう、経済産業大臣に対して勧告を行いました。

1. 概要

小売電気事業者である第一日本電力株式会社(法人番号:4080401021658)(以下「第一日本電力」といいます。)は、長期にわたり電力取引報を提出しないなど、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)及び電気関係報告規則(昭和 40 年通商産業省令第 54 号)の規定に違反しており、公共の利益を阻害すると認められます。

これを踏まえ、本日、電力・ガス取引監視等委員会は、第一日本電力について、小売電気事業の登録の取消しを行うよう、経済産業大臣に対して勧告を行いました。

2. 添付資料

小売電気事業の登録の取消しについて(勧告)(本文・別添・別紙)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者:安原、山下、古田
電話:03-3501-1552(直通)